

【市報さいたま掲載依頼原稿の提出日について】

令和8年4月30日

日頃より、本市のスポーツ・レクリエーションの普及・発展にご尽力いただき、ありがとうございます。
令和8年8月号以降の市報さいたま掲載希望原稿の提出期限について、令和8年3月6日に「広報課より提示され次第、改めてご連絡させていただきます。」とお知らせしたところですが、原稿案提出期限について広報課より提示がございましたので、以下の期日とさせていただきます。

【原稿提出期限】

令和8年8月号：令和8年5月7日(木) ※前回ご連絡した日程から変更なし

令和8年9月号：令和8年6月11日(木)

令和8年10月号：令和8年7月9日(木)

令和8年11月号：令和8年8月12日(水)

令和8年12月号：令和8年9月10日(木)

令和9年1月号：令和8年10月7日(水)

令和9年2月号：令和8年11月9日(月)

令和9年3月号：令和8年12月7日(月)

令和9年4月号：令和9年1月7日(木)

令和9年5月号：令和9年2月10日(水)

※令和9年6月号以降の提出締切については、広報課への提出期限が示されていないため、現時点では「掲載希望月の3ヶ月前の10日」としますが、変更する場合には改めてご連絡させていただきます。

※提出締切以降の原稿提出は、お断りさせていただく場合がありますのでご注意ください。

※提出先については、スポーツ振興課から変更はありません。

ご理解の程よろしくお願いたします。